

家族信託のニーズへの実務対応

～既存制度との比較とその活用～

後 宏治
税理士法人UAP
税理士・公認会計士

【うしろ・こうじ】平成7年税理士登録。会計事務所にて資産税を中心としたコンサルティング業務に従事し、平成15年ユナイテッド アカウンティング パートナーズ パートナー就任。平成18年7月税理士法人UAP代表社員就任。中小企業庁「信託を活用した中小企業の事業継続円滑化に関する研究会」委員などを務める。著書に『詳解 信託の税務』（中央経済社・共著）等多数。

最近、家族信託を中心とする民事信託の活用に注目が集まっています。信託はとても便利な万能ツールだと声高に喧伝されていますが、事例はというとそれほど多くはありません。よく考えてみると、今のよう気軽に信託を使うことができるようになったのは、平成19年の改正信託法施行の時より後のことで、それまでは、信託がなくて困ったという話は聞きませんでした。ここ10年で人々のニーズが大きく変わったとも思えないことを併せ考えると、ほとんどの実務上のニーズは、信託以外の既存のツール・制度の活用で十分解決できていると考えられます。

率直に言うと、信託というのは確かに便利で使い勝手はいいのですが、信託でなければ対応できないというニーズはそれほど多くはありません。むしろ実務では既存のツールを組み合わせて用い、その効果を発揮させることで、現実的に対応しているのだと思います。

そうだとすると、実務家としては、信託を用いないと対応できないニーズには信託を使う提案をし、そうでないものには既存の手法の活用を考えるという手順が必要となります。

そこで本稿は、信託でなければ対応できないニーズを切り出すことを目標とします。同時に、これと裏表になりますが、信託の活用が推奨される多くのニーズに対して、既存のツール・手法でどこまで対応できるのかを明確にします。

さらに、あるニーズに対して信託の利用が決まったとしても、実務では、その課税関係を事前に検討することが大切です。信託は自由で柔軟なツールであるため、租税回避の目的で利用されることが容易に想像されます。このため、わが国の信託税制には多くの租税

回避防止規定が置かれており、実務上の障害になっているのが現実です。

信託税制はまだ新しく不安定で実務上の取扱いの不明なところも多く残っています。したがって、課税上安定的な既存のスキームで対応できるのであれば、既存の方を使ったほうが良いと考えられます。既存のスキームや制度ではどうしても対応に限界があるという場合に、税務リスクをしっかりと認識し、信託を活用するという順番で考えていかねばなりません。これが実務家としての皮膚感覚です。

本稿では信託の税務について、詳細を述べることはできませんが、基本的には「不利になることがあっても、有利になることはない」と覚えておいてください。つまり、信託を使った節税はできません。それだけでなく、信託税制にはいくつもの落とし穴があり、思わぬ課税を受けることもあります。ですから、実務で実行するときには、必ず税理士の事前チェックを必須にしてください。

1. 家族信託とは何か

まず、信託とはどういうものか、その意義を確認しましょう。

信託とは、①信託契約、②遺言、③公正証書等によってする意思表示の方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的にしたがい財産の管理又は処分及びその他のその目的達成のために必要な行為をすべきものをいいます（信託法2）。

この定義からわかる信託の基本的な構造は、登場人物が、委託者、受託者及び受益者の3者であること、そして、委託者が財産を受託者に移転し、受託者は、